毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定例
令和5年5月23日

令和5年5月23日（火曜日）　千葉県報　第13839号

主要目次

告示
○ 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間　一
選挙管理委員会告示
○ 千葉県議会議員一般選挙の船橋市選挙区における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定　一
特定調達公告
○ 入札公告（三件）　二
○ 落札者等の公告（二件）　六

告示

千葉県告示第二百九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一条第二項の規定により、刺し網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和五年五月二十三日

千葉県知事　熊谷俊人

一　制限措置の内容

1　漁業種類
いわし流し刺し網漁業

2　許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
七隻

3　船舶の総トン数
定めなし

4　推進機関の馬力数
定めなし

5　操業区域
南房総市富浦町多田良大房鼻（北緯三十五度二分十一秒東経百三十九度四十八分四十七秒の点）と館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ケ島灯台中心点とを順次結ぶ線以北の千葉県海面

6　漁業時期
周年

7　漁業を営む者の資格
操業区域に接する地域又は南房総市富浦町多田良大房鼻地先から館山市洲埼灯台地先に至る海域に接する地域に住所を有する者

二　許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和五年五月三十日から六月二十九日まで

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第三十七号

令和五年四月十四日付けで船橋市鈴身町一〇五―二六吉村りよみほか二名から提出のあった同月九日執行の千葉県議会議員一般選挙の船橋市選挙区における選挙の効力に関する異議の申出に対し、次のとおり決定した。

令和五年五月二十三日

千葉県選挙管理委員会委員長　菊地秀樹

決定書

船橋市鈴身町一〇五―二六
異議申出人　吉村　りよみ
船橋市西習志野四―六―九
異議申出人　岡阿弥　弘子
船橋市前原西二―一〇―二―四〇六
異議申出人　吉沢　ます江

上記異議申出人らから令和五年四月一四日付けで提出のあった同月九日執行の千葉県議会議員一般選挙の船橋市選挙区における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主文

本件異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

異議申出人ら（以下「申出人」という。）は令和五年四月一四日付けの異議申出書において、同月九日執行の千葉県議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の船橋市選挙区（以下「本件選挙区」という。）における選挙の効力を無効と主張している。

その理由とするところを要約すれば次のとおりである。

1　憲法一四条一項及び公職選挙法一五条八項の規定

（1）憲法一四条一項は、以下のように規定している。

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地に